

## 「汚染土壌の運搬に関する基準等について」の一部改正について

環境省 水・大気環境局より「『汚染土壌の運搬に関する基準等について』の一部改正について」の通達が発出されましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 改正内容

特定有害物質又は特定有害物質を含む個体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透のおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型コンテナについて、JIS Z 1618 又は JIS Z 1627 に定める基準を満たすコンテナに加え、ISO1496-1 に定める基準を満たすコンテナの一部も同様に取り扱う。

改正通知→ [「汚染土壌の運搬に関する基準等について」の一部改正](#)

全文→ [「汚染土壌の運搬に関する基準等について」](#)

#### 2. 改正日

平成30年3月28日

以上